　　　　　　　　　　　　　　　　　　（表面）　　　　　　　　　　　　（Ａ４判）

|  |
| --- |
| 年　　月　　日  （あて先）秋田県知事  　　　　　　　　　　　　　　申立人　住　　所  　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名  　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号  あっせん申立書  　秋田県障害者への理解の促進及び差別の解消の推進に関する条例第12条第１項の  規定により、次のとおりあっせんを申し立てます。  　この申立てに当たり、同条例第12条第３項各号に掲げる場合に該当しないことを 誓約します。  １　障害を理由とする差別を受けたとされる者  　　住所  　　氏名  　　申立人との関係  ２　障害を理由とする差別を行ったとされる者  　　住所（行政機関等又は事業者にあっては、主たる事務所の所在地）  　　氏名（行政機関等又は事業者にあっては、名称及び代表者の氏名）  ３　対象事案の概要  ４　対象事案の解決を図るために求める措置の内容  ５　その他参考となる事項 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（裏面）

|  |
| --- |
| 秋田県障害者への理解の促進及び差別の解消の推進に関する条例抜粋  （あっせんの申立て）  第12条　障害者は、障害を理由とする差別に係る事案（第８条及び第９条に係る事案をいう。）であって第10条第２項の規定による対応によってもなお解決することができないもの（以下「対象事案」という。）の解決を図るため、知事に対し、あっせんの申立てをすることができる。  ２　対象事案に係る障害者の家族その他の関係者は、前項の申立てをすることができ 　る。ただし、当該申立てをすることが当該障害者の意に反することが明らかである 　と認められるときは、この限りでない。  ３　前２項の申立ては、次の各号のいずれかに該当する場合は、することができない。  　一　対象事案について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令に基づく不服申立て又は苦情申立てをすることができるとき。  　二　対象事案について、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123 　　号）の規定に基づき紛争の解決を図ることができるとき。  　三　同一の対象事案について、過去に前２項の規定による申立てをしたことがある 　　 とき。  　四　対象事案について、現に市町村が、この節に規定する紛争の解決のための手続 　　 に準ずる手続を行っているとき。 |